

平成28年2月17日
法務省入国管理局

「クールジャパンに関わる外国人材の受入促進について」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項について（回答）

2月16日付けで依頼のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

1. これまで本WGで議論を重ねてきた、クールジャパン分野に関わる外国人材の受入促進のための新たなスキームを早急に創設するため、2月5日に開催された国家戦略特区諮問会議や今までのWGにおいて示された具体的なニーズを踏まえ、対応策を整理し、本WGに速やかに示すこと。

(回答)

これまで御説明しているとおり、業所管庁からは、クールジャパン分野に関わる外国人材の受入促進のための新たなスキームを創設する意向が示されておらず、業所管庁がこのような判断している中で、新たなスキーム案を当省からお示しすることは困難である。

2. (4) ファッション・デザイン分野

経済産業省から示された、次の外国人材の在留が可能となるよう、関係省庁の間で早急に協議したうえで、対応案を本ワーキンググループに示すこと。

- ・ 各種学校に準ずる教育機関として法務大臣告示に基づき「留学生」の受け入れが認められている教育機関の卒業生が、少なくとも特区において、「3年以上の実務経験」などを経ることなく〔在留資格「技術・人文知識・国際業務」で〕活動できるようにする。

(回答)

御指摘の教育機関については、「各種学校」に準ずるものとして告示されているものであり、教育課程等が異なる大学又は専門学校と同等程度の教育機関とみなして卒業生に対して一律に就労を認めることは困難であると考えている。なお、経済産業省から、「当該教育機関の卒業生は「専門士」と同等程度の知識・技能を有している」との見解が示されていることから、現在、同省に対して当該根拠について具体的な説明を求めているところである。

- ・ デザイン以外の学科で一定のもの（例、工学系大学）を卒業した外国人材がデザイン分野の企業で就労できることを明確にする。

(回答)

工学系大学を卒業した外国人がデザイン分野で就労を行う場合は、現在でも在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当し得る。この点については、更なる明確化を図る観点から、現在、経済産業省と調整中の「ガイドライン」においても事例を追記することとしたい。

- ・ デザイン分野のうち「服飾若しくは室内装飾」以外の分野の外国人材でも在留資格「技術・人文知識・国際業務」で就労できるよう基準を明確化すること。

(回答)

御指摘は、「技術・人文知識・国際業務」に係る上陸基準省令第2号イにおいて、「服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務」としていることを踏まえたものと理解している。

当該上陸許可基準は「国際業務」に係るものであり、外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務の例示として「服飾若しくは室内装飾」を規定しているが、「その他これらに類似する業務」として、「服飾若しくは室内装飾」に限定されるものではないことは条文上明らかである。

また、外国の文化に基盤を有するか否かに関わりなく、デザインは一般的に「人文知識」、工学系のデザインは「技術」にも該当する可能性があり、いずれにしてもデザイン業務については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当し得るものである。

- ・ 学位取得又は10年以上の実務経験といった形式上の要件を満たさなくても、一定の受賞歴などがある場合に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で活動できるよう基準等を見直すこと。

(回答)

在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動は、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動であり、これは大卒程度の学問的・体系的な技術又は知識を要する活動である。現行の上陸許可基準は、当該考え方にに基づき、受け入れる外国人の技術・知識を客観的に判断する基準として定めているものであるところ、特定の分野において当該技術・知識を客観的に判断できる他の

基準が存在するのであれば、その検討を否定するものではないが、その場合は当該分野の業所管庁から具体的な提案を頂くことが検討の出発点であると考えている。

以上